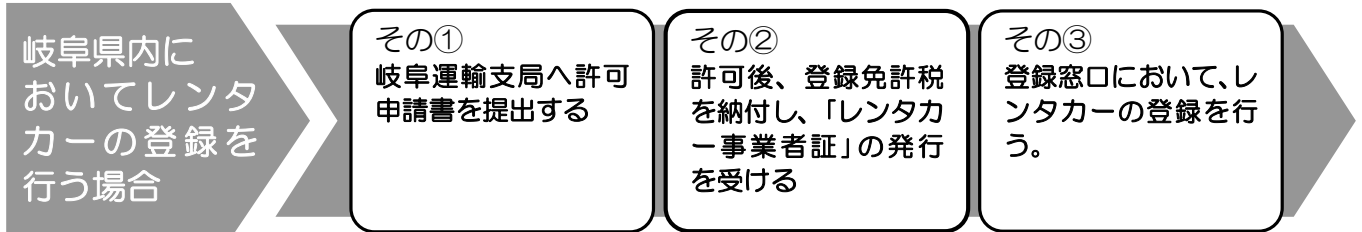


自家用自動車有償貸渡(レンタカー事業)のご案内

中部運輸局岐阜運輸支局 輸送・監査担当

自家用自動車を有償で貸し渡す事業(レンタカー事業)を始めるには、国土交通大臣の許可を受けることが必要です。(道路運送法第80条) レンタカー事業の許可がなければ、レンタカーの登録はできません。

新たに事業を行う場合は、許可申請書を作成して岐阜運輸支局輸送・監査担当へ提出して下さい。提出された申請書は審査が行われ、記載事項等に不備がなければ約1ヶ月後に許可となります。許可後、レンタカーの登録に必要な「レンタカー事業者証」を発行しますので、登録窓口においてレンタカーの登録を行ってください。



レンタカー事業許可基準等の概要 (平成16年5月31日付け岐運支局公示第3号より抜粋)

①許可基準

- ・申請者およびその役員が所定の欠格事由に該当していないことが必要です。
- ・貸渡自動車のすべてを収容する車庫を有していることが必要です。
- ・貸渡自動車は、事故を起こした場合に備えて、十分な補償を行いうる自動車保険に加入することが必要です。

②許可申請書に添付する主な書類

- ・貸渡料金表 ・貸渡約款 ・会社登記簿謄本(個人で申請の場合は住民票)

③許可に付する条件

- ・貸渡しに付随した運転者の労務供給は禁止しています。
- ・自家用バス(定員30名以上、長さ7m以上)、霊柩車の貸渡しはできません。
- ・貸渡自動車の配置事務所において、貸渡し状況、整備状況等車両の状況を把握し、適確な管理の実施が必要です。
- ・毎年度、定期報告(前年度分の「貸渡実績報告書」「事務所別車種別配置車両数一覧表」)を運輸支局に提出する必要があります。【提出期限:毎年度5月31日まで】

④その他

- ・許可後、登録免許税9万円が課せられます。(許可書とともに納付書を交付します。)
- ・自家用マイクロバスの貸渡しは所定の要件を満たさないと行うことができません。
- ・事務所(使用の本拠)ごと次の車両数を配置する場合、許可後に整備管理者の選任届出が必要になります。また、整備管理者の選任が必要な事業者は、届出に併せ「整備管理規程」を制定し、提出または提示する必要があります。

- ✓ バス(乗車定員11人以上の自動車) …………… 1両以上
- ✓ トラック等(車両総重量8t以上、10人以下) ……… 5両以上
- ✓ 乗用車・トラック(車両総重量8t未満、10人以下) …… 10両以上

許可申請書の提出先について

〒501-6133 岐阜市日置江2648-1

岐阜運輸支局 輸送・監査担当(レンタカー)あて TEL:058-279-3714

所定の許可申請書様式を準備しておりますので、直接窓口にて入手するか岐阜運輸支局のホームページよりダウンロードして入手して下さい。申請書は2部(1部はコピーで可)作成し、輸送・監査担当窓口へ提出して下さい。なお、申請を郵送にて行う場合は、①申請書 2部 ②申請者の連絡先(書類に不備がある場合や許可後の連絡先)を記入したメモ用紙等 以上を同封して下さい。

許可書の交付は輸送・監査担当窓口にて行います。許可になりましたら当局より電話連絡します。

記入例

申請書は2部（1部はコピーで可）作成して下さい。

添付書類：貸渡約款、貸渡料金、会社登記簿謄本（法人）、住民票（個人）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

中部運輸局岐阜運輸支局長 殿

住所 岐阜県岐阜市〇〇町〇番地
 氏名又は名称 〇〇レンタカー株式会社
 代表者名 代表取締役 岐阜 太郎
 連絡先 058(×××) 〇〇〇〇

法人の場合は代表者印を押印。
 個人の場合は屋号と氏名を記載し、認印を押印

自家用自動車有償貸渡許可申請書

自家用自動車有償貸渡しを下記のとおり行いたいので、道路運送法第80条第1項及び同法施行規則第52条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 貸渡人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の役職・氏名

住所 岐阜県岐阜市〇〇町〇番地
 氏名又は名称 〇〇レンタカー株式会社
 代表者名 代表取締役 岐阜 太郎

2. 貸渡人の事務所の名称及び所在地

事務所の名称	所在地
岐阜営業所	岐阜県岐阜市〇〇町〇-〇番地
高山営業所	岐阜県高山市〇〇町××丁目〇番地

3. 貸渡しの実施計画

貸渡約款に定められたもののほか、別添のとおり実施する。

4. 貸渡しを必要とする理由

お客様から要望があり、レンタカー事業を行う必要があるため。

理由は自由に記載してください。

【様式例1】

中部運輸局岐阜運輸支局長 殿

宣 誓 書

- 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。
- 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者。
- 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者(当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から2年を経過していない者。
- 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの監査が行われた日から許可の取消しの処分に係る聴聞決定予定日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者(当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から2年を経過していない者。
- 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前記①から④に該当する者。
- 申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けている者。

私は、以上の項目に該当しないものであることを宣誓致します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(法人)
 住所 岐阜県岐阜市〇〇町〇番地
 氏名又は名称 〇〇レンタカー株式会社
 代表者名 代表取締役岐阜 太郎

(役員)
 氏 名 岐阜 太郎
 氏 名 運輸 次郎
 氏 名 岐阜 花子

法人の場合は代表者印を押印。
 個人の場合は屋号と氏名を記載し、認印を押印。
 なお、法人に限り、登記役員全員の個人氏名記載と認印の押印が必要です。(代表者も含む)

